

令和8年度

# 学校いじめ防止基本方針

土岐市立駄知小学校

## I いじめ防止等の対策の基本的な方向

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定について

いじめ防止対策推進法第13条（学校いじめ防止基本方針）の規定に基づき、文部科学大臣の「いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌し、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

#### ○ 学校いじめ防止基本方針に定める事項

本校ではすべての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」との認識に立ち、「児童が安心して学習その他の活動に取り組む」ことができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致団結体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、本校の実情に応じた対策を推進する。

## II いじめの防止からケアまでの具体的な内容

### 「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### いじめの「解消」とその判断

「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### 1 学校いじめの防止プログラム

全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があると考え、全員を対象としたいじめの未然防止に向けて、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、「自己肯定感」を高めるようにする。

また、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを通して「自己有用感」を味わえるようにする。児童自らがいじめ防止に係る自主的・自発的活動を進める。そして、できる・分かる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりを工夫することにより、学校生活を楽しいものにする。

#### (1) 児童自らがいじめについて学び、自主的・自発的に取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

##### ① 「心はあとデー」の継続的な取組

毎月10日を人権の日として、日頃の児童のよさを学級や全校に紹介する活動を行っている。

##### ② 道徳の時間などでの授業によるいじめについての理解

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により児童の社会性を育む。体験の中で、お互いの気持ちや立場を共感的に理解し、認め合う態度を養う。

- ① 「あいさつ運動」の継続的な取組
- ② 実態に応じた体験活動の推進
- ③ 人権感覚、人権に対する意識を高める「ひびきあい活動」の充実

(3) インターネット、携帯電話及びスマートフォン等の使い方に関する情報モラル研修の実施

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう必要な啓発活動を実施する。

- ① 児童に対する情報モラル講座の実施、指導
- ② 教職員に対する校内研修
- ③ 保護者への研修会、講演会の実施

(4) 一人一人が参加し活躍できる、できる・分かる授業づくりの充実

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくりをする。

- ① 児童の学習の困り感に応じた指導
- ② お互いの考えを認め合う人間関係のある学習集団づくり
- ③ 落ち着いて学習に臨める学習の規律づくり

※このプログラムの見直しを「いじめ防止対策委員会」等で行うものとする。

## 2 いじめの早期発見マニュアル

(1) 通報及び相談を受付けるための体制の整備

いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるように努める。日ごろからの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員が児童の情報交流をし、情報を共有する。

また、児童がいじめを訴えやすい学校風土をつくるために、いじめを受けたり見たりした児童が教職員にそのことを訴えることは、当該児童の権利を守ることであることを教える。併せて訴えやすい体制を整えるため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施する。

① いじめを早期発見するためのチェック 〈観察法〉

職員研修の実施により、職員が早期にいじめを認知できるようにする。

県教委発行の冊子「ほほえみと感動のある学校」の活用。教師向け指導資料やチェックリストの活用。

② アンケート等による定期的な調査 〈調査法〉

Q-Uアンケート（高学年）、学校生活アンケート等の実施。

毎月実施する「長期欠席児童調査」により、いじめ問題が潜在していないか確認する。

③ 教育相談の実施 〈面談法〉

児童が担任、関係職員（スクールカウンセラー、教育相談員）等と相談する時間・場の確保をする。教頭・（指導教諭）が窓口となり、連絡・調整を行う。

④ 情報収集の工夫

生活ノート、いじめ調査、心のアンケートなどによる情報収集

※いじめ・心のアンケートは、年3回実施し、卒業後5年間保存する。

アンケートの日の放課後にいじめ防止対策委員会を開き、複数の目で確認する。

アンケート後は全員と二者面談を行う。

毎週金曜日に行う職員打合せや職員会での児童の情報交流

生徒指導主事が実態を把握し、全職員で共通理解を図る。

⑤ いじめの実態把握、取組状況の把握

生徒指導主事を中心としていじめの事案について具体的な事実を把握する。学期ごとの問題行動調査による報告を行い、教育委員会と情報共有する。

毎月末に、「学校で認知したいじめの報告」の文書を基にした調査を各学級で作成し、生徒指導主事に提出・報告する。

⑥ 特にいじめが発生しやすい場面の対応

小学校の集団登下校では、地域住民や保護者からの情報を大切にすることと、通学班の児童間にトラブルが多くないか、強い力関係が生じていないかを注目する。

地域の主任児童委員さんや民生児童委員さんとの連携を密にして定期的に情報交流の場をもつ。

(2) 学校相互間の連携協力体制

いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校が関係する児童生徒または保護者に対する指導・助言を適切に行うことができるように学校相互間の連携協力体制を整備する。

① 校長会、教頭会、教務主任会等での情報共有

② 生徒指導主事会、教育相談部会等での情報共有

ア 市教委との連携で、学校間の情報の交流・把握

イ 幼小中高生徒指導連絡協議会での情報の交流・把握

③ 小中連絡協議会、幼保小連絡協議会での情報共有

### 3 事案対処マニュアル

(1) 問題の解決に向けた取組

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめられた児童を守り通すとともに問題の解決にあたる。いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、いじめの行為について毅然とした態度で指導する。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童の継続的な支援にあたる。

① 組織的対応 『いじめ防止対策委員会』の設置

いじめの防止等に関する対処を実効的に行なうため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者、その他関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめの発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。

② 解決に向けた児童への支援

いじめられた児童に対しては、事実関係を聴取する。いじめられた児童の安全安心を確保するとともに、児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作り、できる限り不安を除去する。

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめの有無を確認する。いじめが確認された場合には、組織的に連携していじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童の継続的な支援にあたる。

### ③ 保護者への適切な説明と支援

事実関係の把握後は、両方の保護者に迅速に連絡する。事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を進める。

### ④ 学級、学年全体及び学校全体への働きかけ

いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせる。学級での話し合い活動等を通して、いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

## (2) インターネットを通じて行われるいじめの事案に対処する体制の整備

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際には、状況に応じて法務局や所轄警察署に協力を求める。

早期発見のために、県のネットパトロールを利用して被害の拡大を防ぐ。また、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、発見しにくいことから、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも理解を求める。

また、保護者にも研修の機会を設ける。

## (3) 重大事態への対処（調査・措置）

### ① 重大事態とは

重大事態とは、以下の疑いが認められる場合ととらえる。（いじめ防止対策推進法第28条より）

ア いじめにより当該子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。「重大な被害」については、いじめを受けた子どもの状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

- 子どもが自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、当該子どもが相当期間にわたり、欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

ウ 児童生徒や保護者から、いじめによって重大事態に至ったという申し出があったとき。

### ② 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会に速やかに報告する。報告内容は、発生した事実（5W1Hのポイントで）、当事者の児童の現況、保護者への連絡の状況、周囲にいた児童及び他の在校生の状況等である。

### ③ 重大事態の調査とその目的

重大事態の調査の目的は、この重大事態に適切に対処するためであり、同種の事態の再発防止に活かすためである。

### ④ 学校及び教育委員会の対処

ア 学校はいじめを受けた児童の安全を確保する。いじめた児童に指導を行い、いじめ行為をとめる。必要がある場合は、いじめを受けた児童との分離を図る。

イ 学校は、直ちに教育委員会へ重大事態の発生を報告（第一報）し、教育委員会はその事案の調査を行う主体やどのような調査組織とするかについて判断する。調査の主体は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合がある。事案の内容によって判断する。

学校が調査の主体となる場合には、第22条に基づき設置する「いじめ防止対策委員会」を主体として、招集、調査、検討を行い、調査書をまとめる。資料として、児童へのアンケート調査、聞き取り調査等を実施する。調査書を教育委員会へ提出する。教育委員会は学校に対して必要な指導、人的措置等適切な支援を行う。

ウ 教育委員会又は学校は、当事者の保護者に対して、明らかになった事実関係について報告する。内容は、現時点で判明した事実、それぞれの児童生徒に行った指導やケアの内容、今後の取組及び見直し等であり、適時・適切な方法で説明する。

エ 学校は、調査結果を受けて、当事者の児童生徒、学級・学年全体及びその他全校の児童への支援・指導を行う。再発防止のための措置を行う。

オ 事案の内容によっては、教育委員会のみでなく、関係機関等にも連絡し、連携を図る。

#### 4 当事者へのケア（見守り）

一旦いじめ行為が止まり収まったと判断した場合でも、再発したり新たないじめが起こったりする場合がありますので、当事者の子どもたちへのケア（見守り）を継続的に行う。

##### (1) 継続的な指導

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考える。児童の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、外部専門家による支援等の協力を得る。場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発を防ぐようにする。

### Ⅲ その他の対策の具体的な内容

#### 1 いじめに対する学校の「いじめ防止対策委員会」の設置と取組

(1) 第22条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 『いじめ防止対策委員会』のメンバー

校長 教頭 指導教諭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 担任 養護教諭  
教育相談員 スクールカウンセラー・PTA役員・市教委担当（必要に応じて）

(3) 『いじめ防止対策委員会』の役割

① 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

各取組が計画通りに実施されるよう、準備段階から進捗状況を把握し、必要に応じて助言や支援を行う。

② 教職員の共通理解と意識啓発

年度初めの校内研修（職員会）の場で、全ての職員に対して基本方針の主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。

③ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

学校基本方針について、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。（学校報 学校HPを利用する）また、全校集会・学年集会・学級活動などの場において児童の発達段階を考慮しながら内容の説明を行う。

④ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

面談等が予定通りに進んでいるかの進捗状況の把握や、どのような相談事例があるのかの集約をする。

- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約  
教職員が気づいた児童の変化に関する情報を集約・整理する。
- ⑥ 発見されたいじめ事案への対応  
事案に対する事実確認を行い、今後の対応を決めて実行する。すべての教職員に対しても必要な情報を提供する。
- ⑦ 対応する者の決定  
事案に対応する者を決定する。必要に応じて、構成員を限定したり増やしたりする。
- ⑧ 重大事態への対応  
市教育委員会の判断に応じて動く。
- ⑨ 一定期間終了後の検証と見直し  
PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには見直しを実施する。

## 2 学校評価

学校評価では、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組等の達成目標を設定し、それについて達成状況を評価する。また、いじめの実態把握及びいじめの事案への対処が適切に行われるよう、いじめの早期発見、再発防止のための取組等についても適切に評価する。

教員評価では、日頃から児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する。

## 3 地域や家庭との連携

- ① 学校基本方針等について、地域や保護者の理解を得ることでいじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、学校報やHP、懇談会（4月・入学時）などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ② 学校評議員会を活用し、地域の方からの意見を取り入れ、地域と連携した対策を推進する。
- ③ 地域行事へ積極的に参加する。（公民館まつり、あいさつ運動、ラジオ体操、花いっぱい運動等）

## 4 基本方針の検証及び見直し

学校の基本方針についても、以下の資料をもとにいじめ防止対策委員会により毎年見直しを図る。

- ① 児童の学校生活における満足度（学校生活は「楽しい」、「やや楽しい」と答えた児童生徒の比率）
- ③ いじめの経験比率（「いじめを受けた」、「いじめた」、「いじめを見た」児童生徒の比率）
- ④ 学校のいじめ認知件数とそれに対し解決したと捉えた件数の比率（解決率）

令和元年9月30日改定

令和4年2月28日 3ページ目の下線部分を追加。

令和6年3月11日 3ページ目の下線部分を追加。

令和7年3月17日 5ページ目の下線部分を追加。

令和8年2月 9日 3ページ目の波線部分を追加。